

聖籠町告示第78号

聖籠町固定資産税等過誤納金補填金支払要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年8月3日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町固定資産等過誤納金補填金支払要綱の一部を改正する告示

聖籠町固定資産税等過誤納金補填金支払要綱（平成24年聖籠町告示第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、固定資産税」の次に「（償却資産に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第3条第1項中「町長は、」の次に「瑕疵ある課税処分にに基づき」を加える

第4条第2項中「固定資産課税台帳その他還付不能額が確認できる書類によって算定するものとし、還付不能額の算定対象は当該書類の保存期間内の範囲とする。ただし、納税者が所持する領収書等により還付不能額を確認できるときは、この限りでない。」を「固定資産課税台帳その他関連資料、納税者が所持する資料等の還付不能額が確認できる資料によって算定するものとし、補填金の支出を決定する日の20年前の日の属する年度を限度として算定の範囲とする。」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。